

明治大学安全保障輸出管理規程

2019年1月30日制定

2018年度規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに関連する法令等（以下「外為法等」と総称する。）に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理（以下「安全保障輸出管理」という。）について、学校法人明治大学及びその設置学校（以下「本学」という。）における体制を構築することにより、教育研究活動を安全かつ円滑に遂行できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、次の各号に規定するもののほか、外為法等の定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の教員、職員、教諭、明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程（2005年度規程第29号）第2条に規定する研究推進員及び研究支援者その他本学に雇用されている者をいう。
- (2) 学生等 正規の学生及び生徒、委託学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生及び研究生をいう。
- (3) 部局等 各学部、大学院、専門職大学院、研究・知財戦略機構、国際連携機構、社会連携機構、農場、明治高等学校・中学校その他校規に定める教育・研究組織及び事務組織をいう。
- (4) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。

ア 非居住者（法第6条第1項第6号に規定する者。以下単に「非居住者」という。）又は特定類型該当者（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）に規定する者（自然人である居住者に限る。）。以下単に「特定類型該当者」という。）へ技術を提供する行為

イ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者

- (法第6条第1項第5号に規定する者) へ技術を提供する行為
- ウ 外国において技術を提供する行為又は外国に向けて行う技術を提供する行為
- エ ア、イ又はウを目的として、技術情報が記載又は記録された媒体を提供する行為
- オ ア、イ又はウを目的として、電気通信回線を通じて技術情報を送信する行為
- (5) 貨物の輸出 次に掲げる行為をいう。
- ア 外国を仕向地として貨物を送付すること
- イ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること
- ウ 外国に向けて貨物を携行すること
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項に該当する技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までの項に該当する貨物をいう。
- (9) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物（以下「提供技術等」という。）が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等に関する確認 取引の相手先の事業内容、研究内容等に関して入手した情報に基づき、提供技術等が大量破壊兵器等の開発等に用いられる懸念の有無について確認することをいう。
- (11) 通常兵器に関する確認 取引の相手先の事業内容、研究内容等に関して入手した情報に基づき、提供技術等が通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無について確認することをいう。
- (12) 取引相手等確認 取引の相手先が、輸出令別表第3に規定する国又は地域以外に住所又は居所を有するときに行う、大量破壊兵器等に関する確認若しくは取引の相手先が、国連武器禁輸国・地域に住所又は居所を有するときに行う、通常兵器に関する確認をいう。
- (13) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引相手等確認の内容を踏まえ、取引を本学として行うか否かを審査することをいう。
- (14) 国連武器禁輸国・地域 輸出令別表第3の2に規定する国又は地域をい

う。

- (15) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつて、射程又は航続距離が300キロメートル以上のものをいう。
- (16) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (17) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学の教職員等及び学生等が本学における教育研究その他の活動として行うすべての取引に適用する。

（責任者）

第4条 本学は、この規程の目的を達成するため、次に掲げる責任者を置く。

- (1) 安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）
- (2) 安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）
- (3) 安全保障輸出管理部局等責任者（以下「部局等責任者」という。）

（最高責任者）

第5条 最高責任者は、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、次の各号に掲げる事項を任務とし、安全保障輸出管理に関する最高責任と権限を有する。

- (1) 安全保障輸出管理に係る基本方針の決定
- (2) 外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (3) 安全保障輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- (4) 次条第1項に規定する統括責任者の担当する活動の決定
- (5) その他安全保障輸出管理に係る重要事項に関すること

（統括責任者）

第6条 最高責任者の下に、次に掲げる統括責任者3名を置き、それぞれ国際連携活動、研究活動及び教育その他の活動にかかわる安全保障輸出管理を担当する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者2名
- (2) 副教務部長のうちから学長が指名する者1名

- 2 統括責任者は、次の各号に掲げる事項を任務とし、担当する活動に係る安全保障輸出管理に関する統括的責任と権限を有する。
 - (1) 事前点検、該非判定及び取引相手等確認を行う際の実施手順の策定
 - (2) 第12条第4項に規定する再点検及び第14条第4項に規定する再確認
 - (3) 取引審査に係る実施手順の策定及び実行
 - (4) 教職員等及び学生等に対する外為法等その他の安全保障輸出管理に関する重要事項の周知及びこれらの遵守に必要な指導の実施
 - (5) その他安全保障輸出管理に係る全学的課題の検討及び対応の実施
- 3 統括責任者の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 4 統括責任者は、再任されることができる。
(部局等責任者)

第7条 統括責任者の下に、部局等責任者を置く。

- 2 部局等責任者は、教職員等が所属する部局等の長をもって充てる。ただし、研究・知財戦略機構及び国際連携機構の部局等責任者は、当該機構長が指名する副機構長1名をもって充てる。
- 3 部局等責任者は、次の各号に掲げる事項を任務とし、部局等の活動に係る統括責任者の指示の下、安全保障輸出管理に係る業務の適正な処理に関する責任を有する。
 - (1) 調査並びに事前点検、該非判定及び取引相手等確認に関し必要となる業務
 - (2) 教職員等及び学生等に対する研修の実施
 - (3) その他安全保障輸出管理に係る業務
- 4 部局等責任者の任期は、職務上部局等責任者となる者を除き、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 部局等責任者は、再任されることができる。
(安全保障輸出管理委員会)

第8条 本学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、安全保障輸出管理に関する次の事項を審議する。
 - (1) 取引審査及び不服申し立てに関する事項

- (2) 教職員等及び学生等に対する周知、指導及び研修に係る事項
- (3) その他安全保障輸出管理に関する重要事項
- 3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 統括責任者 3 名
 - (2) 学長室専門員のうちから学長が指名する者 5 名以内
 - (3) 専任教職員のうちから学長が指名する者 5 名以内
 - (4) 教務事務部長、研究推進部長、国際連携部長、中野キャンパス事務部長及び人事部長
- 4 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2 年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。
- 7 委員長は、統括責任者のうちから学長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 8 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 9 条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 10 条 委員会に関する事務は、研究推進部及び国際連携部が行い、教務事務部、中野キャンパス事務部及び人事部がこれに協力するものとする。

(調査)

第 11 条 部局等責任者は、安全保障輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所属する教職員等に対し、必要に応じて、次の各号について調査を行うものとする。

- (1) リスト規制技術又はリスト規制貨物の取扱いの有無
 - (2) 大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられる恐れが特に強い貨物又はその設計、製造若しくは使用に係る技術の取扱いの有無
 - (3) 経済産業省が公表する外国ユーザーリストに掲載されている機関からの教職員等又は学生等の受入れの有無
- (事前点検)

第12条 取引を行おうとする者（以下「取引予定者」という。）は、当該取引が外為法等に抵触する可能性の有無についての事前の点検（以下「事前点検」という。）を行い、その結果（以下「事前点検結果」という。）について部局等責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局等責任者は、事前点検結果に係る不明な点又は疑義（以下「疑義等」という。）がある場合、取引予定者に通知するものとする。

3 部局等責任者は、事前点検結果に係る疑義等がある場合、関係する所管の統括責任者（以下「当該統括責任者」という。）に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた当該統括責任者は、適切な方法による再点検（以下「再点検」という。）を行うものとする。この場合において、該非判定並びに第14条第1項及び第2項に規定する取引相手等確認が必要と認められたときは、当該統括責任者は、部局等責任者を通じて、取引予定者に対し、これを行うよう命ずるものとする。

5 再点検により、該非判定並びに第14条第1項及び第2項に規定する取引相手等確認が不要と認められた場合、当該統括責任者は、部局等責任者を通じて、取引予定者に通知するものとする。

(該非判定)

第13条 取引予定者は、事前点検又は再点検により必要と認められた場合、該非判定を行い、その結果（以下「該非判定結果」という。）について部局等責任者を通じて、当該統括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた当該統括責任者は、該非判定結果について、適切な方法による再確認（以下「該非判定再確認」という。）を行うものとする。

3 当該統括責任者は、該非判定再確認の結果について、部局等責任者を通じて、取引予定者に通知するものとする。

(取引相手等確認)

第14条 取引予定者は、事前点検又は再点検により必要と認められた場合で

あって、かつ、取引の相手先が輸出令別表第3に規定する国又は地域以外に住所又は居所を有する者である場合、大量破壊兵器等に関する確認を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、取引予定者は、取引の相手先が国連武器禁輸国・地域に住所又は居所を有する者である場合、通常兵器に関する確認を行わなければならない。
- 3 取引相手等確認を行った取引予定者は、その結果（以下「取引相手等確認結果」という。）について、部局等責任者を通じて、当該統括責任者に報告しなければならない。ただし、該非判定の結果、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当することが明らかな場合は、この限りではない。
- 4 前項の報告を受けた当該統括責任者は、取引相手等確認結果について、適切な方法による再確認（以下「取引相手等再確認」という。）を行うものとする。
- 5 当該統括責任者は、取引相手等再確認の結果について、部局等責任者を通じて、取引予定者に通知するものとする。

（取引審査）

第15条 取引予定者は、行おうとする取引が次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、取引の実施を希望するときは、部局等責任者を通じて、当該統括責任者に取引審査の実施の申請（以下「取引審査申請」という。）をしなければならない。

- (1) 該非判定により、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると判定された場合
 - (2) 取引相手等確認により、大量破壊兵器等（国連武器禁輸国・地域にあつては通常兵器を含む。）の開発等に用いられる恐れがあることが確認された場合
 - (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるとして経済産業大臣から許可申請を要する旨の通知を受けた場合
 - (4) 該非判定再確認又は取引相手等再確認の結果、第1号又は第2号に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合
- 2 当該統括責任者は、取引審査申請があつた場合、委員長に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告を受けた委員長は、委員会において、取引の可否について速やかに審査を行い、その審査結果（以下「取引審査結果」という。）を最高責任者

に報告するとともに、当該統括責任者に通知する。

- 4 取引予定者が委員会の委員である場合は、前項の審査に加わることができない。この場合において、当該委員は、委員会における出席委員の数に算入しない。
- 5 当該統括責任者は、取引審査結果について、部局等責任者を通じて、取引予定者に通知するものとする。
- 6 日本国内における取引であっても、取引後に第2条第4号ア、イ又はウに規定する技術の提供が行われることが明らかな場合には、第1項の規定を適用する。

(不服申立て)

第16条 取引審査結果に不服がある場合、取引予定者は、前条第5項に規定する通知を受けた日から14日以内に、委員長に対し、文書で不服申立てをすることができる。

- 2 委員長は、不服申立てがあったときは、当該申立ての内容を精査し、必要に応じて、委員会において、取引の可否についての再審査（以下「取引再審査」という。）を行うものとする。この場合において、委員長は必要に応じて、当該取引に係る部局等責任者及び取引予定者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、取引再審査について準用する。この場合において、同条各項中「審査」とあるのは「再審査」と読み替えるものとする。
- 4 取引予定者は、取引再審査の結果について、再度の不服申立てを行うことができない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第17条 最高責任者は、取引審査の結果、当該取引の実施が承認された場合、当該取引について、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 取引予定者は、前項の申請が行われた場合、経済産業大臣の許可が下りるまでは、当該取引を行ってはならない。
- 3 最高責任者は、経済産業大臣から当該取引に関する諾否の結果を受領したときは、当該統括責任者及び委員長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた当該統括責任者は、部局等責任者を通じて、取引予定者に速やかに諾否の結果を通知しなければならない。

(技術の提供管理の実施)

第18条 取引予定者は、技術の提供を実施する場合、第12条から第15条までに規定された手続が完了していること及び提供する技術の内容が、これらの手続において確認されたものと同一であることを確認しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、取引予定者は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 取引予定者は、前2項の確認ができない場合、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理の実施)

第19条 取引予定者は、貨物の輸出を実施する場合、第12条から第15条までに規定された手続が完了していること及び輸出する貨物の内容が、これらの手続において確認されたものと同一であることを確認しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、取引予定者は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 取引予定者は、前2項の確認ができない場合、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 取引予定者は、貨物の輸出を行う際の通関時に事故が発生した場合、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、部局等責任者を通じて当該統括責任者にその旨を報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた当該統括責任者は、事実関係を把握し、当該取引を所管する部局等責任者に、対応措置を指示するとともに、遅滞なく最高責任者に報告するものとする。

(実施手順等)

第20条 この規程に基づく安全保障輸出管理の円滑な実施を図るための手順・様式等は、部局等の活動に係る統括責任者の指示の下に、別に定める。

(教職員等に対する研修等)

第21条 本学は、教職員等及び学生等に対し、安全保障輸出管理の重要性を認識させ、その確実な実施を図るため、必要な事項の周知、指導及び研修を行うものとする。

(監査)

第22条 各部局等は、内部監査規程（2000年度規程第23号）第2条第1項の規定に基づき、本学における安全保障輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に受けるものとする。

（文書及び記録媒体の保存）

第23条 安全保障輸出管理に係る文書及び電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、10年間保存するものとする。

（報告）

第24条 教職員等は、本学がかかわる取引について、外為法等又はこの規程に対する違反の事実又は違反の恐れがあることを知った場合、速やかに部局等責任者を通じて、当該統括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた当該統括責任者は、当該報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合又は違反の恐れがあると認められた場合、速やかに最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた最高責任者は、当該統括責任者に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（学生等が取引をする場合の取扱い）

第25条 学生等が、第3条に規定する範囲において取引を行おうとする場合、当該取引に係る教職員等の協力を得て、これを行うものとする。

（雑則）

第26条 この規程に定めるもののほか、本学の安全保障輸出管理の運用に関して必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第27条 この規程を改廃するときは、委員会の議を経なければならない。

附 則（2018年度規程第33号）

（施行期日）

1 この規程は、2019年1月31日から施行し、2019年4月1日以降に行われる取引から適用する。

（任期の特例）

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第6条第1項第1号及び第2号の統括責任者、第7条第2項ただし書きの部局等責任者並びに第8条第3項第2号及び第3号の委員の任期については、それぞれ第6条第3項本文、第7条第4項本文及び第8条第4項本文の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

(通達第2605号)

附 則 (2021年度規程第23号)

この規程は、2022年5月1日から施行する。

(通達第2833号) (注 技術の提供に係る定義の変更に伴う改正)